

第117号 建設業で働くみなさんを応援します

北建協新聞

○編集・発行／一般社団法人北陸建設業協会
○TEL 076(255)2124 FAX 076(231)6305

○〒920-0041 石川県金沢市長田本町ホ 8 番地
○<https://www.hokurikukenkkyo.com/>

今月号の記事

- ①全中連トータルサポートプラン
- ②建設キャリアアップシステム
 - ・国交省 23年度から全工事で活用
 - ・全中連 手数料無料で代理登録申請
- ③専門工事企業の施工能力見える化
- ④専門家による相談窓口開設
- ④第1種電気工事士 実務年数見直しへ
- ④解体・改修工事石綿飛散防止対策 省令改正へ

事業所の経営をサポートする 全中連トータルサポートプランについて

当会が加入している一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会（全中連）では、現場において発生するさまざまな事故・災害への対応を図り、あわせて事業所経営の安定をサポートするトータルリスクマネージメントを目的に、全中連トータルサポートプラン（全中連総合補償制度）を損保ジャパン日本興亜株式会社とともに立ち上げ、募集を開始（補償開始/8月1日から）しています。

全中連トータルサポートプランでは、建設業28業種に対応する補償プランを、団体ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料で実現しています。その内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（上乗せ労災）の3つの補償制度から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。

負担しやすい保険料でさまざまなリスクをトータルカバーする補償制度の概要と全体的なスケジュールについてご紹介します。

■制度概要

第 三 者 賠 償 補 償 サ ポ ー ト	工事中の事故（資材の落下で通行人がケガをした等）や引き渡し後の事故（家の壁が崩れて隣家を損壊した等）、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。 ①作業対象物補償 1 事故あたりの支給限度額「1 億円」または「3 億円」の 2 プラン ②支給財物損壊補償 元請から支給された資材・部材を補償（自動セット）等 ③リース・レンタル財物の損害を補償（オプション）等
工事補償サポート	火災・台風・作業ミス等（自然災害・人的災害）、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を幅広く補償します。 ①建設工事全般に対応（ただし、解体工事を除く）
傷害補償サポート （上乗せ労災）	役員・従業員・臨時雇用・下請負人等が業務中にケガ等を被った場合に、労災認定に関係なく支給します。 ①事業者用プラン（※経営事項審査の加点対象になります。） 同居の親族以外の従業員を雇用する事業主が加入対象 ②一人親方用プラン 本人のみ、または同居親族のみで操業する一人親方が加入対象

■スケジュール

5 月～	新年度契約募集開始
8 月 1 日	新年度の補償開始 ※補償期間は：令和2年8月1日（午後4時）～ 令和3年8月1日（午後4時）まで
8 月 1 日以降	8 月 1 日以降も中途加入できます（いつでも申込み可） ・補償期間は令和3年8月1日（午後4時）まで

■申込み・お問合せは

協会（TEL 076-255-2124/担当：渡辺）までご連絡ください。

全中連トータルサポートプランの特徴

- 特徴① 全中連のスケールメリットを生かしたお得な掛け金を実現！
- 特徴② 選べる3つのサポート！
- 特徴③ 建設工事28業種を広くカバー！
- 特徴④ 保険期間中に施工している工事を包括して補償！

建設
事業者の
皆さまへ

全中連トータル
サポートプラン



建設工事28業種が加入可能です！

選べる3つのサポート

第三者賠償
補償サポート

工事補償サポート

傷害補償サポート
(上乗せ労災)

保険期間：2020年8月1日（午後4時）～2021年8月1日（午後4時）
申込・払込締切日：2020年7月10日（金） 中途加入：毎月受付

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会

建設キャリアアップシステム 国交省 23年度から全工事で活用

国土交通省は2023年度から、建設技能者の処遇改善に向けて保有資格や講習受講などの実績と就業履歴を登録・蓄積できる「建設キャリアアップシステム」をすべての工事で活用する方針を定めました。これに先立ち国直轄の公共工事の一部でモデル工事を実施するほか、自治体発注の工事についても取り組み状況を公表するとしています。

建設業界においては、多様な労働現場があることから技能者の能力・経験が把握しにくく、適正な処遇を受けられないケースがあります。このため国交省と建設業界が連携して、技能者の保有資格や就業履歴などを業界横断の統ルールで蓄積する建設キャリアアップシステムを創設し、昨年4月に本格運営を開始しました。このシステムに登録した技能者にはIDカードが付与され、工事現場に入る際にカードリーダーで読み取ることにより日々の就業履歴が記録されることになります。

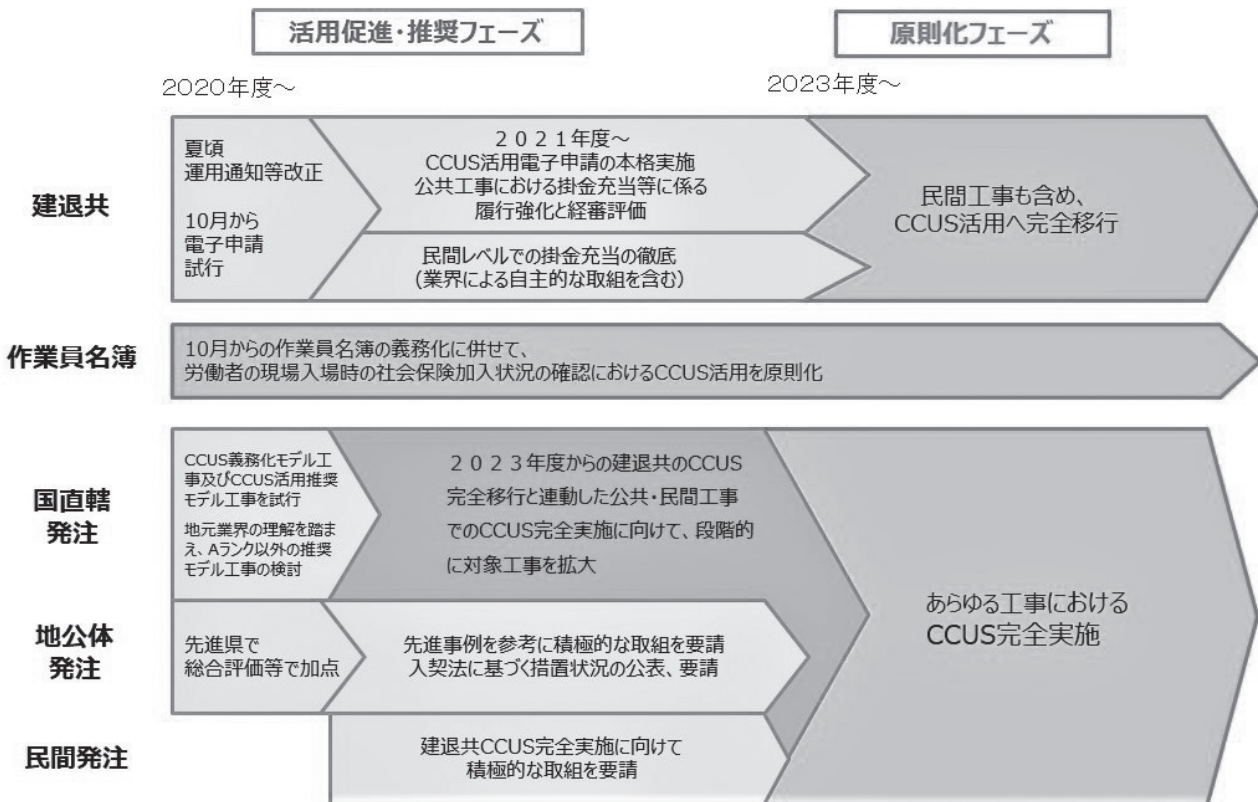
国交省では23年度までにすべての技能者（約330万人）の登録を目指しており、システムの普及に向けて23年度から国直轄のみならず自治体や民間を含め、すべての工事でシステムを活用することとしています。

全工事での導入に先立ち、国交省では20年度の大規模な直轄工事約40件でのモデル工事を試行するとしました。システム活用に関する一定の目標を定めて、受注者が達成すれば工事成績評定で加点され、達成できなければ減点されることになります。今後は中規模の工事にも対象を広げることを検討しています。

さらに、一層の普及・活用に向けた官民施策パッケージを推進するとして、建設業退職金共済制度や社会保険加入確認の活用や、技能者の能力レベルに応じた賃金支払いの実現に向けた取り組みを図るため、早期の事業者登録・技能者登録を求めています。

また、システムの活用促進が公共工事入札契約適正化法の適正化指針に明記されたことを受けて、公共工事発注者には適切な対応と協力を求めるとともに、民間工事発注者に対しても理解と協力を求めています。

あらゆる工事での建設キャリアアップシステムの完全実施に向けた道筋



全中連 手数料無料で代理登録申請

建設業を支える優れた担い手を確保・育成することを目的に官民一体となって推進する建設キャリアアップシステムへの登録申請は、今後ますます増加することが予想されています。

全中連では建設業界のこのような動きに対し、会員サポート事業の一環として「事業者並びに技能者情報の登録申請」を手数料無料で代理申請する事業（提携する行政書士が手続きを支援します）を開始しました。事業者と技能者にとって煩雑で相当量の登録作業を全中連がサポートしますのでご活用ください。「正確」「迅速」をモットーに、全国からの代理登録申請の依頼に対応します。

※システム本体への登録料はそれぞれのご負担となります。

こんな時は全中連にご連絡ください

- ☐元請から至急登録手続きをするように言われた
- ☐技能実習生や外国人を受け入れた
- ☐建設キャリアアップシステムにどう対応すればいいの？

面倒な登録作業は全中連にご相談ください。
TEL 03-5651-7301（担当：佐藤）

登録はもう、お済みですか？

建設キャリア アップシステム 代理登録申請 いたします！

今なら
無料

※代理登録申請手数料

面倒な登録作業は
全中連におまかせください！

煩雑で相当量の作業に伴い、専門家等に委託申請を依頼すると多大な費用がかさむ登録作業。全中連では会員各様のサポート事業の一環として、無料で代理登録申請をいたします！

無料！
皆さんに代わって登録申請を手数料無料で行います。

法定費用のみの負担でOK
登録申請する手続き費用の全てを全中連が無料で代理手続き！

提携する行政書士が手続きを支援します

“建設キャリアアップシステム”とは？
業界全体で、技能者一人ひとりの「技能」と「経験」をしっかりと「認め・育てる」仕組み。2019年4月から本運用が開始され、事業者・技能者の速やかな登録が求められています！！

正確！
建設業団体として間違いない登録作業を行います。

迅速！
煩雑な登録作業をスムーズに、かつ丁寧に手続します。

全国対応
全国対応しています。安心してお任せください。

こんな時はいつでも
ご相談下さい！

- ☒技能実習生や外国人を受け入れた
- ☒元請から至急登録手続きをしてほしいと言われた
- ☒こんなときはどうすればいいの？とお悩みの方

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会
〒103-0015 東京都中央区日本橋蛸町12-4 建設国保会館
お問い合わせ TEL 03-5651-7301（月～金曜日の午前9時から午後5時まで）
※ご利用には一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

詳細は要項を
CHECK！

国交省 4段階で企業を評価 専門工事企業の施工能力見える化について

平成31年4月から、技能者の保有資格や就業履歴を業界横断の統一ルールで蓄積する建設キャリアアップシステムの運用が本格的に開始されました。これにより蓄積された情報を活用して技能者を評価する能力評価制度も、同じく昨年度より開始されています。

国土交通省では、建設キャリアアップシステムや建設技能者の能力評価制度を活用し、施工能力の高い専門工事企業が市場において適正に評価されるための環境整備を進めることを目的として、専門工事企業の施工能力評価基準の認定や評価の実施規程の届出等に関する必要事項を定めた「専門工事企業の施工能力の見える化評価制度に関する告示」を令和2年4月1日に施行しました。

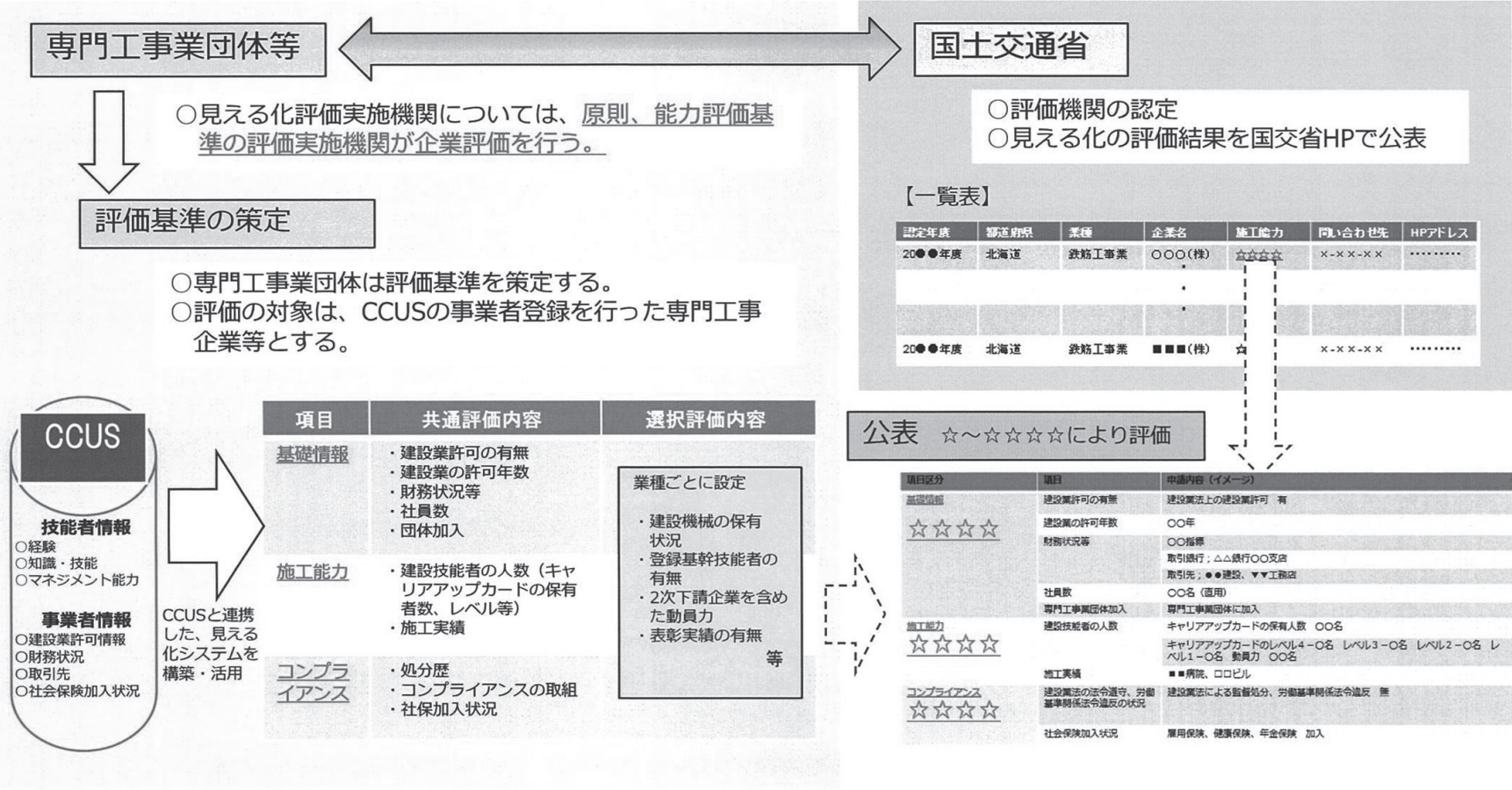
「専門工事企業の施工能力の見える化評価制度」では、大きく分けて基礎情報、施工能力、コンプライアンスの3項目で、項目ごとに「☆」（星印）で評価し、最上位を「☆☆☆☆」（四つ星）とする4段階で評価されます。但し、ここでいう「専門工事企業」とは、建設キャリアアップシステムに登録された建設技能者を雇用する事業者であって、建設キャリアアップシステムに事業者として登録されている企業のことです。

国土交通省は、見える化評価制度の活用方策を検討するとともに建設キャリアアップシステムと連携した見える化システムの開発を進めており、令和3年4月から人材・機械を保有し、施工能力をもつ専門工事企業の評価を開始する予定です。

■ 施工能力における3つの評価項目の具体的な内容について

専門工事企業の施工能力の見える化について

- 専門工事企業の施工能力等の見える化（見える化）は、人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が醸成されるための仕組みを構築するために行う。
- 評価においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）、技能者の能力評価のレベル判定システム等と連携して行う。



■ 評価制度の内容

項 目	共 通 評 価 内 容
基 礎 情 報	・ 建設業許可の有無 ・ 建設業の許可年数 ・ 財務状況等 ・ 社員数 ・ 団体加入
施 工 能 力	・ 建設技能者の数（建設キャリアアップカードの保有者数、レベル等） ・ 施工実績
コンプライアンス	・ 処分歴 ・ コンプライアンスの取組み ・ 社会保険加入状況

■ 公表について

上記の3項目が建設キャリアアップシステム、技能者の能力評価のレベル判定システムなどと連携して評価されます。また、それぞれの企業の評価結果は発注者やエンドユーザーへのアピールという観点から、21年4月より国土交通省のホームページに公表されます。

専門家による相談窓口のご案内

協会では、会員みなさんへの経営支援事業の一環として、専門家による相談窓口を開設しました。事業に関する相談や個人の相談などいろいろな事案について対応します。初回の相談料は無料ですのでお気軽にご相談ください。

— 各分野の専門家が みなさんのご相談にお応えします —



弁護士 浅野雅幸

弁護士法人
まこと共同法律事務所

債権回収・建築紛争
損害賠償・事業再生
倒産・契約書・相続



司法書士 山本和彦

山本和彦司法書士
事務所

不動産登記
会社登記



税理士 坂井昭寿

坂井会計事務所

税務申告・経営計画
税金・経営相談



行政書士 谷川竜一

北陸セントラル
行政書士事務所

建設業許可等
事業の各種許認可申請



社会保険労務士
中田陽介

社会保険労務士法人
中田事務所

社会保険・年金相談
労働保険・一人親方
助成金相談

ご相談ご希望の方は協会にご連絡ください ☎ (076-255-2124 / 担当: 高橋)

第1種電気工事士 実務年数見直しへ

経済産業省は、第1種電気工事士について5年以上と規定している資格取得に必要な実務経験年数を見直すとしています。2020年度内に電気工事士法施行規則を改正し、21年度に施行する見通しです。

一般用電気工作物と最大電力500kW未満の自家用電気工作物で電気工事の施工ができる第1種電気工事士は、実務経験年数を5年以上と定めていますが、電気工学に関する課程を修めた大学、高等専門学校卒業者は必要な基礎知識などを習得しているとみなして、2年短縮して3年以上とするインセンティブ（優遇措置）を設けています。しかしながら、電気工事士を第1種と第2種に分けた1987年の電気工事士法改正時に比べ、電気工事の施工法や作業工具の改良によって安全性が向上していることから、インセンティブを廃止して一律とし、施工技術の進展などを考慮して適切な実務経験年数のあり方を検討するとしています。

定期講習制度は、従来の集合形式に加え、自然災害や感染症の世界的流行が発生しても受講義務を果たせるようにオンライン形式でも実施できるように講習要件を見直すとともに、新たな講習要件も電気工事士法施行規則の改正に盛り込むとしています。

解体・改修工事石綿飛散防止対策 省令改正へ

厚生労働省は、建築物の解体・改修による石綿（アスベスト）飛散防止対策の有識者検討会の報告書案をまとめました。環境省の大気汚染防止法改正案との整合性を図りながら、年度内に関係省令の改正手続きを進めるとしています。

石綿が使用されている建築物の老朽化による解体・改修工事が今後増加することが予想され、ばく露防止対策の充実が求められていることから報告書案は、工事開始前の事前調査・届け出、作業記録など8項目に分けて具体的な対策を示しました。木材や金属、ガラスのみで石綿を含まない場合は工事前の調査対象から外し、壁材や塗料など新たな建材で覆う作業の場合も対象外としています。

調査実施者の資格要件には、建築物石綿含有建材調査者講習などの講習修了者、それと同等レベルの知識・経験を持つことを新たに規定します。要件を満たす人材が確保できない現状を踏まえ、関係省令の改正から施行まで3年程度の猶予期間が設けられます。また、床面積80平方メートル以上または請負金額100万円以上の解体・改修工事は労働基準監督署への届け出を義務化し、煙突やトンネル天井板などの特定工作物も対象としました。

建設業許可票 会員特別価格で販売中

一般販売価格

19,800円（税込み）

会員特別価格

17,600円（税込み）

屋内掲示用と屋外掲示用の金看板と銀看板をそろえています。

<例>屋内掲示用（金看板・銀看板とも）

- ・材質：ステンレス製 ・サイズ：H370ミリ×W520ミリ×D20ミリ
- ・字体：丸ゴシック体 ・特徴：5年毎の更新に対応する印刷シート仕上げ

詳しくは (株)健康出版 (076-214-7082) までお問合せください。

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社 石川工業		
代表者の氏名	代表取締役 金沢 太郎		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	建築工事業	石川県知事 許可(般-22)第12345号	平成25年10月1日
		許可()第 号	平成 年 月 日
		許可()第 号	平成 年 月 日
この店舗で営業している建設業	建築工事業		